

# 長野県大学職場一般吹奏楽連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は長野県大学職場一般吹奏楽連盟と称する。

(事務局)

第2条 本連盟に事務局を置く。事務局の所在地は理事長がこれを定める。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は長野県における吹奏楽及び管打楽器演奏に係る芸術文化の振興と普及を図ることによって長野県の芸術文化の発展に寄与するとともに、長野県吹奏楽連盟規約（以下、「県吹連規約」という。）に定める長野県吹奏楽連盟（以下、「県吹連」という。）の部門吹奏楽連盟として、主として長野県の大学、職場、一般の吹奏楽の発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) コンクール、アンサンブルコンテスト、演奏会等の主催または援助
- (2) 講習会、研究会の主催または援助
- (3) 県吹連及び他の部門吹奏楽連盟並びに各種吹奏楽団体等との連絡連携
- (4) 吹奏楽普及事業や広報活動
- (5) その他目的の範囲内において相当と認めた事業

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本連盟の会員は、長野県内に所在する大学、高等専門学校（ただし、いずれも在籍している学生（高等専門学校においては学校教育法第119条により置かれた専攻科の学生、大学においては学校教育法第91条により置かれた大学の専攻科及び別科の学生及び同法第92条により置かれた大学院の学生を含む）を構成員とする学校に限る）、並びに長野県内を活動の拠点とする職場、一般の吹奏楽団体及びアンサンブル団体、並びに長野県内で活動する音楽愛好者とし、会員の区分は次のとおりとする。

- (1) 正会員 加盟学校（1学校を1会員とする）及び加盟団体（1団体を1会員とする）
- (2) 特別会員 本連盟の目的に賛同し、参与する者

(入会及び退会)

第6条 入会及び退会は書面によって届け出、理事長の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た会員は、県吹連規約で別途に定める手続きにより県吹連会員となる。

(継続入会)

第7条 正会員は会計年度ごとに継続入会手続きを行うものとし、毎年4月25日までに事務局へ届け出なければならない。

(団体活動人員数報告)

第8条 正会員は各年4月15日現在の団体構成員数と連盟が主催する行事等への参加申込者数のうち大きい方の人数を団体活動人員数として定め、これを毎年4月25日までに事務局へ報告しなければならない。

ただし、第5条に規定する大学、高等専門学校にあつて本条が定める期限までに団体活動人員数が確定できない場合は、当該団体からの申し出により、この報告期限を30日間を上限として延長することができる。

2 大学、高等専門学校における前第1項の団体構成員数は吹奏楽団体として活動する課外活動団体の構成人員とし、これとは別に連盟が主催する行事等への参加者がいる場合は、その人数も加算するものとする。

(名称変更)

第9条 正会員は本連盟に届け出ている名称を変更するときは、書面によって事務局へ届け出なければならない。

(除名処分)

第10条 本連盟は次の行為をした会員を理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけた者
- (2) 本連盟の規約に違反した者

- (3) 本連盟の運営に不正をなした者
  - (4) 県吹連規約の定めにより適当な処置が講ぜられた者
- 2 前項の規定により除名された者は、県吹連に報告する。

(退会者の再入会)

第11条 本連盟を退会した又は退会させられた者の再入会は第6条の規定によらなければならない。

#### 第4章 役員

(役員)

第12条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 会計長 1名
- (7) マーケティング運営担当 若干名
- (8) 事務局員 若干名
- (9) 監事 2名

2 県吹連規約で別に定める県吹連役員については以下のとおりとする。

- (1) 県吹連副理事長は理事長がその任務にあたる。
- (2) 県吹連理事は副理事長のうち理事長が指名した1名がその任務にあたる。
- (3) 県吹連事務局次長は事務局長がその任務にあたる。
- (4) 県吹連マーケティング事務局員はマーケティング運営担当のうち理事長が指名した1名がその任務にあたる。
- (5) 県吹連監査員は監事のうち監事の合議により選出した1名がその任務にあたる。

(役員の仕事)

第13条 前条第1項に定める役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 理事長 本連盟を代表し、会務を統括する。
- (2) 副理事長 理事長を補佐し、理事長事故あるときは仕事を代行する。
- (3) 理事 理事会の構成員として定められた会務を処理する。
- (4) 事務局長 総会、理事会の決議及び理事長の指示により本連盟の仕事を処理するための事務局を統括する。
- (5) 事務局次長 事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは仕事を代行する。
- (6) 会計長 本連盟の会計仕事を処理する。
- (7) マーケティング運営担当 本連盟のマーケティング関係仕事を処理する。
- (8) 事務局員 事務局の構成員として本連盟の仕事を処理する。
- (9) 監事 本連盟の執務執行、会計仕事及び資産管理を監査し、必要に応じて改善勧告を行うとともに、理事会の招集を必要と認めるときは、これを理事長に要請する。

(役員を選出)

第14条 第12条第1項に定める役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 理事長 理事会において理事の中から選任し、総会の承認を得る。
- (2) 副理事長 理事会において理事の中から選任し、総会の承認を得る。
- (3) 理事 正会員の中から総会でこれを選任する。
- (4) 監事 総会でこれを選任する。
- (5) 事務局長 理事長が委嘱する。
- (6) 事務局次長 理事長が委嘱する。
- (7) 会計長 理事長が委嘱する。
- (8) マーケティング運営担当 理事長が委嘱する。
- (9) 事務局員 理事長が委嘱する。

(理事の役員兼務)

第15条 事務局長、事務局次長、会計長、マーケティング運営担当及び事務局員は、理事がこれを兼務することを妨げない。

(県吹連役員の選任)

第16条 県吹連から本連盟に役員選出の要請があったときは、理事長がこれを任命する。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 増員又は欠員補充された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員の任期満了後でも、後任者が就任するまではその任務を行う。

## 第5章 名誉会長、会長、参与及び顧問

(名誉会長、会長及び参与)

第18条 本連盟に名誉会長、会長及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、会長及び参与は理事会においてこれを推薦し、総会の議決によりこれを推挙する。

(顧問)

第19条 本連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推挙によって理事長が委嘱し、連盟の重要事項の諮問に答えるものとする。

## 第6章 会議

(会議)

第20条 本連盟に総会、理事会、事務局会の3つの会議機関を置く。

(総会の招集)

第21条 総会は年1回の定例総会を4月に開催し、理事長がこれを招集する。

2 臨時総会は理事会が必要と認めたとき理事長がこれを招集する。

3 前項のほか、正会員の現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長はその請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第22条 総会の定足数は正会員現在数の2分の1とする。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は出席者と見なす。

(総会の議長選出及び議決)

第23条 総会の議長は理事長又は理事長が指名した者がこれにあたり、議決は出席者の過半数の賛成により決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第24条 総会は本連盟の最高決議機関とし、付議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) 役員の選任及び承認に関する事項

(4) 規約の改廃に関する事項

(5) その他本連盟に関する重要事項で理事会において全体の承認を必要と認めるもの

(総会議決事項の周知)

第25条 総会で議決した事項は会員に通知しなければならない。

(理事会の招集)

第26条 理事会は理事長、副理事長、理事、事務局長、事務局次長、会計長及びマーケティング運営担当によって構成し、随時理事長がこれを招集する。

2 第31条で定める実行委員会が組織されている場合においては、前項により招集される理事会は実行委員長を加えてこれを構成する。

3 第1項のほか、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事長は必要に応じて事務局員及び監事の出席を求めることができる。

(理事会の議長)

第27条 理事会の議長は理事長、または理事長が指名した者がこれにあたり、議決は出席者の過半数の賛成により決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第28条 理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 事業の企画及び遂行に関する総会の議決を要しない事項
- (4) 会計上の運用、実施に関する事項
- (5) 会員の入退会及び除名処分に関する事項
- (6) 役員の選任に関する事項
- (7) 名誉会長、会長及び参与の推薦に関する事項
- (8) 規約の改廃原案作成に関する事項
- (9) 細則の制定、改廃に関する事項
- (10) その他必要な事項

(事務局会の招集)

第29条 事務局会は事務局長、事務局次長、会計長、マーケティング運営担当及び事務局員によって構成し、随時事務局長がこれを招集する。

2 事務局長は必要に応じて理事長、副理事長、理事及び監事の出席を求めることができる。

3 第31条に定める実行委員会が組織されている場合においては、事務局長は必要に応じて委員長及び委員の出席を求めることができる。

(議事録の保管)

第30条 すべての会議は議事録を作成し、事務局長がこれを保管するものとする。

(実行委員会)

第31条 本連盟は第4条に定める事業の推進のために実行委員会を置くことができる。

2 前項に定める実行委員会は理事長が委嘱した委員をもって構成し、委員長は理事長もしくは理事長が指名した委員がこれにあたる。

## 第7章 資産及び会計

(経費)

第32条 本連盟の経費は、入会金、会費、補助金、寄付金、その他事業収入を持ってこれに当てる。

(入会金及び会費)

第33条 本連盟の入会金及び会費を次のように定める。

(1) 入会金

1) 正会員

10,000円

2) 特別会員

免除とする

(2) 会費

1) 職場・一般の正会員

年額 7,500円+団体活動人員数×2,000円

2) 2) 大学、短期大学、高等専門学校の正会員

年額 6,500円+団体活動人員数×2,000円

3) 特別会員

免除とする

2 入会金は第6条に定める手続きによって本連盟への入会が承認された会員についてのみ、入会時に納入する。

3 継続入会の場合は前第1項(2)の会費のみを納入するものとし、これを毎年4月25日までに事務局へ納入する。

ただし、第8条のただし書きに基づいて報告期限の延長を申し出た大学、高等専門学校に限り、この納入期限を30日間を上限として延長することができる。

4 第8条に基づき報告した団体活動人員数が年度途中で増となるときは、団体活動人員数の変更を事務局へ届け出るとともに、その団体活動人員数に基づき算出した前第1項(2)に定める会費の差額を納入しなければならない。

(再入会者の入会金)

第34条 本連盟を退会した又は退会させられた者が再入会するときは前条第1項(1)に定める入会金を納めなければならない。

(入会金及び会費の返還)

第35条 納入された入会金及び会費はいかなる事由があっても返還しない。

(資産の管理)

第36条 本連盟の資産は理事長が管理し、現金は会計長がこれを保管する。

(経費の支弁)

第37条 本連盟の事業執行に要する経費は本連盟の資産を充当する。

(会計年度)

第38条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第8章 附則

(解散及び残余資産の処分)

第39条 本連盟の解散は総会において決定する。残余資産の処分もまた同じとする。

(細則)

第40条 この規約の施行のために必要な細則は別にこれを理事会で定める。

(規約の改廃)

第41条 この規約の改廃は総会の議決を要する。

### 附則

(規約の施行)

1 本規約は、昭和58年6月21日よりこれを施行する。

(規約の一部改定)

2 昭和63年4月24日一部改定。

3 平成元年4月23日一部改定。

4 平成6年4月24日一部改定。

5 平成12年4月23日一部改定。

6 平成13年4月15日一部改定。

7 平成14年1月3日一部改定。

8 平成17年1月3日一部改定。

(規約の改正施行)

9 この規約は、平成21年1月3日に改正し、平成21年4月1日より施行する。

10 この規約は、平成23年4月24日に改正し、長野県吹奏楽連盟規約の改正施行日より施行する。

11 この規約は、平成24年4月22日に改正し、同日より施行する。

12 この規約は、平成25年1月3日に改正し、平成25年4月1日より施行する。

13 この規約は、平成26年4月13日に改正し、同日より施行する。

14 この規約は、平成26年12月23日に改正し、平成27年4月1日より施行する。

15 この規約は、平成27年12月27日に改正し、平成28年4月1日より施行する。

16 この規約は、平成28年12月23日に改正し、平成29年4月1日より施行する。

17 この規約は、令和4年4月16日に改正し、同日より施行する。